

令和 7 年度 第 4 次那覇市水産業振興基本計画策定業務 業務委託仕様書

1 業務名

令和 7 年度 第 4 次那覇市水産業振興基本計画策定業務

2 業務目的

本市では、水産業の振興発展を図るため、平成 27 年 10 月に「第 3 次那覇市水産業振興基本計画（以下「現行基本計画」という。）を策定し、令和 7 年度までの水産業施策を進めるための指針としての役割を担っているが、新型コロナウイルス感染症の影響や、沖縄県漁業協同組合連合会セリ機能の糸満漁港移転等、本市水産業を取り巻く環境が現行基本計画策定時から大きく変化している。

本業務は、本市水産業を取り巻く環境変化や将来予測を調査及び分析、整理を行い、本市水産業振興の在り方について検討を行うものであり、令和 6 年度に策定した第 4 次那覇市水産業振興基本計画（以下「第 4 次基本計画」という。）の骨子案等を基に、第 4 次基本計画を策定するものである。

3 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 27 日まで

4 業務内容

(1) 第 4 次基本計画素案の作成

第 4 次基本計画素案は、令和 7 年 3 月に策定した「第 4 次那覇市水産業振興基本計画策定業務 -基礎調査報告書・基本計画骨子-」（以下「骨子案」という。）、「第 4 次那覇市水産業振興基本計画策定業務 -資料編-（以下「資料編」という。）」、「現行基本計画」等を基に以下の①～⑨の要件を踏まえ本市と協議のもと作成すること。

なお、作成にあたっては、国や県の水産業に関連する計画や第 5 次那覇市総合計画、各種関連計画等との関連性に留意すること。

① 骨子案の確認及び整理

骨子案については、本市附属機関である那覇市水産業振興協議会（以下「協議会」という。）に諮問し、その結果を踏まえて「目標像を支える 3 つの柱と主な施策（骨子案 P.43 参照）」の再確認を行う。また、本市水産業の課題等についても考慮し、改めて整理を行うこと。

② 本市水産業の課題及び今後の方向性の整理

骨子案で整理された本市水産業に関する現状と課題を精査し、課題に対する解決策や今後の方向性の整理を行うこと。整理に際し、D X（デジタルトランスフォーメーション）等の先進技術の活用や産学官連携の可能性も視野に入れること。

③ 関連計画等を踏まえた第4次基本計画の基本的事項の整理

国や県の水産業に関連する計画、第5次那覇市総合計画、ならびに各種関連計画等を踏まえ、第4次基本計画の基本的事項（国・県の動向、関連計画との位置付け、役割等）の整理を行うこと。

④ 協議会の運営支援

第4次基本計画策定に向けて、本市が協議会へ諮問し、答申を受けるために必要な次の業務について支援を行うこと。

ア 開催回数及び時間：5回程度を予定し、1回あたり2時間程度とする。

イ 支援内容：資料作成・印刷、当日の説明、議事録作成及び論点整理等

※ 協議会は、外部委員10名で構成される。委員の選定及び委嘱は市が行い、委員報酬や費用弁償については、別予算で市が支出する。

⑤ 基本計画素案の策定

上記①～③及び骨子案の内容を精査し、ブラッシュアップ等を行うこと。また、章立てで整理を行った上で、本市との調整や協議会への諮問等を通じて「基本計画素案」を策定すること。

⑥ 施策の検討

基本計画素案及び現行基本計画等を踏まえ、各施策の実施に向けた「現状と目指す将来像」、「課題の整理」、「具体的な取組内容」、「スケジュール（P計画、D実行、C検証、A改善）」、「予算規模」、「漁業関係者及び住民ニーズの反映方法」、「課題を踏まえた産（漁業関連団体、民間企業等）・学（大学、研究機関等）・官（国及び地方公共団体）連携による施策への対応」等の視点を踏まえて整理を行うこと。

※参考：目標像を支える3つの柱と主な施策（骨子案P.43参照）

ア 未来へつなげる漁業生産

イ 水産物の高付加価値化による消費拡大

ウ 水産業を守り育て次の世代へ

⑦ 各種調査

ア ステークホルダーへのヒアリング調査

上記⑥の施策検討の際、必要なステークホルダーへのヒアリングを行い、調査結

果を基本計画素案に反映させること。なお、ヒアリング先と基本計画素案への反映内容は本市と協議のうえ決定すること。

イ 地域経済への波及効果調査

水産業振興による効果が地域経済に波及している効果（消費や雇用など）の見える化を行い、指標を検討する。本市が継続的に効果検証できるよう、既存の統計を活用した経済波及効果の簡易測定モデルを整理すること。

⑧ 計画推進体制の検討

本市、市民や漁業者、市内漁協組合、流通事業者等が連携・協働して、効率的に計画を推進するための推進体制を整理すること。

⑨ 第4次基本計画の進捗管理と評価手法、KPIに関する検討

第4次基本計画は10年で設定し、5年目に中間評価を行い、目標に向けた計画更新、軌道修正を図る想定にある。進捗管理を毎年行い、適切にPDCAサイクルを回していくため、第4次基本計画における「進捗管理手法」、「評価手法」、前記⑥における施策毎のKPI設定（基準値（現状）の設定、計測手法を含む）について整理すること。

(2) パブリックコメントへの対応

パブリックコメント実施の際に資料を作成し、実施後意見を整理し、回答案作成や基本計画素案への反映を行う。回答案や基本計画素案への反映内容については本市と協議の上、決定する。

(3) 第4次基本計画原案、最終版及び概要版の作成

第4次基本計画について、前記(1)の検討作業等を踏まえ、基本計画素案を修正し原案を作成する。協議会からの答申を踏まえ、本市の庁議にて原案を承認後、最終版の計画書及びその概要版を作成すること。

(4) 事務管理業務

① 実施計画の策定

業務実施方針及び業務内容、事業スケジュール、業務責任体制等を示した実施計画を策定すること。

② 業務責任体制の明確化等

本業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者及び作業者を定めるとともに、業務責任体制を示すこと。本業務の期間中は、専任の担当者（委託者との連絡

調整担当者)を配置すること。

なお、業務責任体制に欠員が生じた場合は、速やかに同等又はそれ以上の経歴を有する代替者を充てられる体制を整えること。

③ 会議の開催

業務進捗状況の定期報告（月１回以上）、必要に応じて協議を目的とした会議を適宜開催すること。

④ 許認可手続

本業務の実施に必要な法令や条例等の規定に基づく申請や許認可手続きは、原則として受託事業者が行うこと。

⑤ 資料等の整備と保存

本業務で使用した資料等を整理し保存すること。

⑥ 業務完了報告

本件業務が完了したときは、本市の確認を終えた次の成果物を速やかに甲へ提出すること。

ア 第４次那覇市水産業振興基本計画（本編） 100部、電子データ

イ 第４次那覇市水産業振興基本計画（概要版） 100部、電子データ

ウ 会議で使用した資料データ等一式

⑦ リスク管理

想定されるリスクを抽出し、これの適切な管理及び対応を行うこと。

5 業務実施における留意事項

(1) 資料の提出及び説明等の協力について

本業務は沖縄振興特別推進市町村交付金を活用するものであり、交付金の適正な執行を確認するため、本仕様書に定める成果物以外にも必要に応じて資料の作成やエビデンスを求める場合がある。その際は求めに応じ、積極的に協力すること。

(2) 経費対象

本業務の実施に係る一切の経費（調査費、消耗品費、通信運搬費等）は委託の請負契約金額に含む。

経費支出に係る帳票等（見積書、契約書、納品書、請求書等）は、本市からの照会対応として契約期間終了後５年間は整理保存すること。

(3) 契約不適合責任等

本市に引き渡した報告書等の成果物の内容についての不適合(不備)が認められる場合において、引き渡しを受けた後1年以内にその旨を通知したときは、履行の追完の請求、代金の減額請求、損害賠償の請求及び契約の全部または一部を解除することができるものとする。

(4) 業務適用範囲の確認

本仕様書に記載の無い事項であっても、その他の甲が必要と認める業務、または社会一般に実施される業務項目は、本業務の範囲とする。なお、当該項目について疑義があるときは、受託者は本市と協議することが出来る。

(5) 業務成果の帰属等

ア 知的財産権等の帰属

本業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権は、原則として那覇市へ帰属する。

イ 著作権や知的財産権等の処理

第三者の著作権や知的財産権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとし、那覇市は責任を負わない。

(6) 双方協議

本業務の実施にあたり、疑義等が生じた場合は、双方協議の上決定する。